

入札説明書

電動リモートベッド

(平成30年10月12日付け公告分)

公立大学法人埼玉県立大学

入札説明書

公立大学法人埼玉県立大学が発注する物品調達に係る入札等については、「公立大学法人埼玉県立大学契約事務取扱規程」(平成 22 年 4 月 1 日規程第 54 号、以下「規程」という。)、関係法令及び本件調達に係る入札公告のほか、この入札説明書によるものとする。

1 発注者（契約権者）

埼玉県越谷市三野宮 820 番地

公立大学法人埼玉県立大学 理事長 田中 滋

2 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

電動リモートベッド一式 8 セット

(2) 調達物品の仕様等

仕様書による。

(3) 納入期限

平成 30 年 12 月 27 日 (木)

(4) 納入場所

公立大学法人埼玉県立大学

3 入札参加資格

次の要件をすべて満たすこと。

(1) 公立大学法人埼玉県立大学契約事務取扱規程（平成 22 年 4 月 1 日規程第 54 号、以下「規程」という。）第 3 条及び第 4 条の規定に該当しない者であること。

【参考】公立大学法人埼玉県立大学契約事務取扱規程（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 3 条 会計規則第 33 条の競争には、次に掲げる者を参加させることができない。

一 未成年者、被保佐人、被補助人及び成年被後見人（契約締結に必要な同意を得ているものを除く。）

二 破産者で復権を得ない者

（競争に参加させないことができる者）

第 4 条 次の各号の一に該当すると認められる者については、その事実があった後 2 年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- 六 前各号に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用した者

- (2) 埼玉県の物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA、B及びC等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

4 入札参加資格の確認

- (1) 当該入札に参加できる者は（2）の申請を行い、当該入札に係る参加資格の確認を受けた者に限る。
- (2) 当該入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、以下の要領により、入札参加資格の確認申請を行い、資格の確認を受けなければならない。

ア 申請期限

平成30年10月19日（金）午後4時（必着）

ただし、持参の場合、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日及び平日の午後5時から午前9時までを除く。

イ 申請方法等

別記様式1－1「一般競争入札参加資格確認申請書」を17（5）の入札事務担当者（以下「入札事務担当者」という。）へ郵送又は持参により提出すること。

なお、8（4）に該当するものとして入札保証金の免除を受けようとする場合は、別記様式4「契約の履行について」及びその添付書類を併せて提出すること。

ウ 入札参加資格の確認結果

平成30年10月22日（月）午後4時までに参加資格の確認結果（別記様式1－2「一般競争入札参加資格確認通知書」）をファクシミリ又は電子メールにより通知する。

エ その他留意事項

- ① 郵送の場合は書留郵便とし、封筒に「一般競争入札（電動リモートベッド一式）の資格審査書類在中」と朱書きすること。

- ② 入札参加資格がある旨の結果通知を受けた者（以下「入札参加資格者」という。）であっても、入札日において入札参加資格を満たしていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- ③ 確認申請書を提出した者は、入札事務担当者から、提出した書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- ④ 提出された書類は返却しない。
- ⑤ 提出期限日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 調達案件の仕様等に関する説明会

開催しない。

6 仕様書等に関する質問及び回答

- (1) 入札参加資格者は、仕様書等の内容に対して質問がある場合、以下の要領により、質問することができる。

ア 受付期間

平成 30 年 10 月 22 日（月）午後 4 時から平成 30 年 10 月 23 日（火）午後 4 時まで
(必着)

イ 質問方法

別記様式 2 「質問票」の様式により、ファクシミリ又は電子メールにより入札事務担当者に提出すること。

なお、質問は 1 問 1 枚とし、電話により着信の確認を行うこと。

- (2) (1) により受け付けた質問については、以下のとおり行う。

ア 入札参加資格者全員に共通すると認められる質問に対する回答については、入札参加資格者全員に、平成 30 年 10 月 25 日（木）午後 4 時までにファクシミリ又は電子メールにより送付する。

イ 当該質問者のみに回答すれば足りると認められる質問に対する回答については、当該質問者に、平成 30 年 10 月 25 日（木）午後 4 時までにファクシミリ又は電子メールにより送付する。

7 最低制限価格の設定

設定しない。

8 入札保証金

- (1) 入札参加資格者で入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、(4) により入札保証金を免除される場合を除いては、入札書の提出期限までに、入札保証

金を所定の手続に従い、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）に納付しなければならない。

- (2) 入札保証金の額は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。

【算式】 （入札書に記載した額×1.08×0.05）以上

- (3) 入札保証金を納付する場合には、入札保証金相当額（(2) の額）を法人が指定する金融機関の口座に振り込むこと。

この場合、別記様式3-1「入札保証金の納付について」に必要事項を記入のうえ、振り込みを証する書類（振込通知書又は払込取扱票の控え等）の写しを添えて、平成30年10月26日（金）午後2時30分までに提出するものとする。

- (4) 国（国立大学法人、独立行政法人及び公団等を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を当該年度の前々年度の4月1日以後に2回以上すべて誠実に履行した入札参加者が、入札保証金納付の免除を希望する場合には、別記様式4「契約の履行について」に必要な書類を添え、平成30年10月19日（金）午後4時までに提出しなければならない。

- (5) 入札終了後、法人は、入札保証金を納付した非落札者に対して、別記様式3-2「入札保証金還付請求書」により還付する。

- (6) 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金は、その者が契約を締結しないときには法人に帰属する。

- (7) 落札者に係る入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金がある場合は、これに充当するものとする。

9 入札

- (1) 入札の日時及び場所

平成30年10月26日（金） 午後3時

公立大学法人埼玉県立大学 本部棟4階 会議室1

- (2) 入札参加者は、契約書、仕様書、6(2)の質問とその回答その他の本件入札に係る関係書類を熟覧のうえ、入札しなければならない。

- (3) 入札参加者は、別記様式5「入札書」を直接提出しなければならない。

郵便、電話、電子メール、ファクシミリ、レタックス（電子郵便）その他の方による入札は無効とする。

なお、入札は再度（2回目の）入札を行う場合があるので、入札書を2枚用意しておくこと。

また、代理人が入札する場合は、入札権限に関する別記様式7「委任状」を併せて提出しなければならない。

- (4) 入札時間に遅刻した入札参加者は入札に参加できない。
- (5) 入札会場には、入札参加者 1 名、並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び 11（2）の立ち会い職員以外の者は入場することができない。
- (6) 入札参加者は、17（4）の入札執行権者が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、入札が終了するまで入札会場を退場することはできない。
- (7) 入札書を提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「平成 30 年 10 月 26 日開札 電動リモートベッド一式 入札書在中」と朱書すること。
- (8) 入札金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (9) その他入札書記載の注意事項
- 入札書の記載については、次の点に注意すること。
- ア 日付は、入札書の提出日を記載する。
- イ 入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合はその所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）の記載並びに押印をする。
- ウ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合はその所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）の記載（この場合、代表者印の押印は不要）並びに代理人の氏名の記載及び押印をする。
(代理人の印は、委任状の代理人印と同一の印とする。)
- エ 首標金額の一桁上位の欄に「¥」記号を記載する。
- (10) 委任状記載の注意事項
- 委任状の記載については、次の点に注意すること。
- ア 日付は、入札書の提出日と同一日を記載する。
- イ 入札参加者の住所及び氏名（法人の場合はその所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）の記載並びに押印をする。
- ウ 代理人の氏名の記載及び押印をする。
- (11) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正した場合は、当該訂正部分について押印（訂正印）をすること。ただし、首標金額の訂正は認めない。
- (12) 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (13) 入札参加者が連合し、又は妨害、不正行為等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

10 入札の無効

次に該当する入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書によるもの
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書によるもの
- (3) 入札者の押印のない入札書によるもの
- (4) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書によるもの
- (5) 押印された印影が明らかでない入札書によるもの
- (6) 入札に参加する資格のない者がしたもの
- (7) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの
- (8) 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がしたもの
- (9) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
- (10) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
- (11) 二以上の入札書を提出した者がしたもの又は二以上の者の代理をした者がしたもの
- (12) 入札書が指定の日時までに指定の場所に到達しなかったもの

11 開札

- (1) 開札の日時及び場所

平成 30 年 10 月 26 日 (金) 入札後、速やかに行う。

公立大学法人埼玉県立大学 本部棟 4 階 会議室 1

- (2) 開札は、入札参加者が出席して行うものとする。ただし、入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (3) 開札会場には、入札参加者 1 名、並びに入札関係職員及び(2)の立ち会い職員以外の者は入場することができない。
- (4) 入札参加者は、入札執行権者が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、開札が終了するまで開札会場を退場することはできない。
- (5) 入札執行権者は、開札会場に次に該当する者がいると認めた場合には、該当者を開札会場から退場させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者

12 落札者の決定

- (1) 落札者は、予定価格に 108 分の 100 を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者とする。

- (2) 落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者を決定したときは、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、速やかに、当該入札者に通知する。
- (4) 落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

13 再度入札

- (1) 開札した結果、入札参加者の入札がすべて予定価格の制限の範囲を超えたときは、直ちに再度入札を1回行う。
- (2) 再度入札を行っても落札者が決定しないときは、当該入札を打ち切り、契約希望者による随意契約を行うものとする。その場合は、別記様式6「見積書」が必要となるので、留意すること。

14 契約保証金

- (1) 契約の相手方は、(4)により契約保証金を免除される場合を除いては、契約の締結までに、契約保証金を所定の手続に従い、法人に納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の額は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額とする。

【算式】 (契約金額×0.1) 以上

- (3) 契約保証金を納付する場合には、契約保証金相当額((2)の額)を法人が指定する金融機関の口座に振り込む。

この場合、別記様式8-1「契約保証金の納付について」に必要事項を記入のうえ、振り込みを証する書類(振込通知書又は払込取扱票の控え等)の写しを添えて、契約の締結までに提出するものとする。

- (4) 国(国立大学法人、独立行政法人及び公團等を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を当該年度の前々年度の4月1日以後に2回以上すべて誠実に履行した契約の相手方が、契約保証金納付の免除を希望する場合には、別記様式5「契約の履行について」に必要な書類を添え、契約の締結までに提出しなければならない。

ただし、契約の相手方が8(4)により別記様式4を提出した場合は、再度の提出を要しない。

- (5) 契約の履行を確認したときは、法人は、契約の相手方に対して、別記様式8-2「契約保証金還付請求書」により還付する。

(6) 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金は、法人に帰属する。

ただし、損害の賠償または違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

15 契約書の作成

(1) 契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約を締結するものとする。

(2) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。

(3) 公立大学法人埼玉県立大学理事長が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

16 契約条項・支払条件

別紙「契約書（案）」のとおり。

17 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加希望者、入札参加資格者、入札参加者又は契約の相手方が本件の調達に関して要した費用は、すべて当該入札参加希望者、入札参加資格者、入札参加者又は契約の相手方の負担するものとする。

(3) 入札後、仕様書等に係る不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4) 入札執行権者の職・氏名

公立大学法人埼玉県立大学

事務局財務担当部長 見砂 慎一

(5) 本件に関する照会先（入札事務担当者）

（郵便番号） 343-8540

（所在地） 埼玉県越谷市三野宮820番地

（機関名） 公立大学法人埼玉県立大学

（担当者） 事務局財務担当 権平、岡田

（電話番号） 048-973-4110（直通）

（FAX番号） 048-973-4807

（E-mail） okada-toshihiro@spu.ac.jp